

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
[法第70条の4 ((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係]	[法第70条の4 ((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係]
1 (省略)	1 (同左)
38 (省略)	38 (同左)
<u>39 一時的道路用地等として貸付けの対象となる特例適用農地等の範囲</u>	(新設)
<u>39の2 主務大臣の認定を要しない事業</u>	(新設)
<u>39の3 一時的道路用地等としての貸付先</u>	(新設)
<u>39の4 法第70条の4 第15項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保</u>	(新設)
<u>39の5 一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間</u>	(新設)
<u>39の6 貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途</u>	(新設)
<u>39の7 貸付期限到来前に贈与者等が死亡した場合</u>	(新設)
[法第70条の5 ((農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係]	[法第70条の5 ((農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係]
40 (省略)	40 (同左)

40の2 (省略)

40の3 一時的道路用地等の用に供されている特例適用農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額

41 (省略)

41の2 法第70条の4 第19項の規定による承認に係る特定農地等

[法第70条の6 ((農地等についての相続税の納税猶予等))関係]

42 (省略)

42の2 法第70条の5の適用を受ける特例適用農地等のうち法第70条の6第1項の農地等に含まれないもの

43 (省略)

5

77の11 (省略)

78 特例農地等又は特定農地等の買換えについての法第70条の4第14項又は第19項の取扱いの準用

79 (省略)

79の2 (省略)

80 一時的道路用地等の対象となる特例農地等の範囲

80の2 一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額

80の3 主務大臣の認定を要しない事業

80の4 一時的道路用地等としての貸付先

80の5 法第70条の6第20項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保

80の6 一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間

40の2 (同左)

(新設)

41 (同左)

41の2 法第70条の4 第15項の規定による承認に係る特定農地等

[法第70条の6 ((農地等についての相続税の納税猶予等))関係]

42 (同左)

42の2 法第70条の5の適用を受ける特例適用農地等のうち法第70条の6第1項の農地又は採草放牧地に含まれないもの

43 (同左)

5

77の11 (同左)

78 特例農地等又は特定農地等の買換えについての法第70条の4第14項又は第15項の取扱いの準用

79 (同左)

79の2 (同左)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

改 正 後	改 正 前
80の7 <u>貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途</u>	(新設)
80の8 <u>貸付期限到来前に農業相続人が死亡した場合</u>	(新設)
81 継続届出書の提出期間	80 継続届出書の提出期間
81の2 都市営農農地等を有する農業相続人	80の2 都市営農農地等を有する農業相続人
82 特例農地等の全部を担保に提供した場合	81 特例農地等の全部を担保に提供した場合
83 特例農地等の全部担保の要件に該当しなくなった場合の継続届出書の提出	82 特例農地等の全部担保の要件に該当しなくなった場合の継続届出書の提出
83の2 都市営農農地等を有する者となった場合の継続届出書の提出	82の2 都市営農農地等を有する者となった場合の継続届出書の提出
84 昭和50年改正前の法第70条の4の規定による贈与税の納期限延長についての取扱い	83 昭和50年改正前の法第70条の4の規定による贈与税の納期限延長についての取扱い
84の2 平成3年改正前の法第70条の4及び平成3年改正前の法第70条の6の規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い	83の2 平成3年改正前の法第70条の4及び平成3年改正前の法第70条の6の規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い
84の3 <u>平成7年改正前の法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予について</u> の取扱い	83の3 <u>旧法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予について</u> の取扱い
85 既往通達の廃止	84 既往通達の廃止